

西宮市営改良住宅家賃減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号）第23条及び同施行規則（平成9年西宮市規則第1号）第23条の規定に基づき、改良住宅（「JR西宮駅北地区住環境整備事業」により建設された改良住宅は除く）の家賃の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象)

第2条 家賃の減免は、改良住宅入居者（同居許可者を含む、以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合を対象とする。

- (1) 入居者の収入基準月額（継続的な課税所得に、非課税所得となっている年金、給付金等を加算し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例により算出した額をいう。以下同じ。）が322,000円以下のとき。
- (2) 入居者が疾病（負傷によるものを含む。以下同じ。）にかかり、収入基準月額から市長が当該療養に要すると認定した経費（診察料、投薬等の処置に要する費用及び入院に要する費用の合算額から給付金等（収入基準月額算出の際加算したものを除く。）を控除したものをいう。）の月額を控除した額が322,000円以下のとき。
- (3) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助を受けている場合で、入居者全員が入院加療のため又はこれに準じる理由により住宅扶助を停止されたとき。

(減免時の家賃額)

第3条 減免後の家賃の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当する場合の家賃は、住棟、収入基準月額及び住宅の専有面積に応じて、次に掲げる表に定める額を適用するものとする。

統一家賃（7号棟以外）

区分	収入基準月額	A型(3DK) (54.66㎡、 56.78㎡、 56.80㎡)	B型(2K) (27.39㎡、 27.72㎡)	C型(4DK) (63.00㎡、 64.05㎡)
①	0 ～ 20,000	7,000	3,300	7,800
②	20,001 ～ 40,000	10,000	5,000	11,300
③	40,001 ～ 60,000	13,000	6,400	14,600
④	60,001 ～ 80,000	16,000	7,800	17,900
⑤	80,001 ～ 100,000	19,000	9,200	21,200
⑥	100,001 ～ 123,000	22,000	10,600	24,500
⑦	123,001 ～ 153,000	24,000	11,500	26,700
⑧	153,001 ～ 178,000	26,000	12,400	28,900
⑨	178,001 ～ 200,000	28,000	13,300	31,100
⑩	200,001 ～ 238,000	30,000	14,300	33,300
⑪	238,001 ～ 268,000	32,000	15,300	35,500
⑫	268,001 ～ 322,000	34,000	16,300	37,700
⑬	322,001 ～	36,000	17,300	40,000

7号棟(中須佐町)家賃

区分	収入基準月額	A型(3K) (45.90㎡)	B型(2K) (22.90㎡)
①	0 ～ 20,000	4,200	2,100
②	20,001 ～ 40,000	6,400	3,200
③	40,001 ～ 60,000	8,800	4,400
④	60,001 ～ 80,000	11,100	5,500
⑤	80,001 ～ 100,000	13,400	6,700
⑥	100,001 ～ 123,000	15,700	7,800
⑦	123,001 ～ 153,000	17,100	8,500
⑧	153,001 ～ 178,000	18,500	9,200
⑨	178,001 ～ 200,000	19,900	9,900
⑩	200,001 ～ 238,000	21,300	10,600
⑪	238,001 ～ 268,000	22,700	11,300
⑫	268,001 ～ 322,000	24,200	12,100
⑬	322,001 ～	25,700	12,800

- (2) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、収入基準月額 100,001 円から 123,000 円の区分に相当する家賃額を適用する。
 - (3) 前条第3号に該当し、入居者が退去を予定する場合であって、退去準備期間が必要と認められる場合は、前項までの規定にかかわらず、家賃を6か月に限って免除する。ただし、福祉事務所長より免除期間延長の要請があった世帯については最大6か月の延長を行う。
- 2 入居者の収入基準月額が退職、廃業または世帯構成の異動により変動した場合には、変動後の収入額により算出した収入基準月額に基づき、第1項に定める方法により減免後の家賃を決定する。

（減免の手続）

第4条 減免を受けようとする者は、減免申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 官公署の発行する収入を証する書類（住民税決定証明書、所得証明書等）
- (2) 給与所得者は、給与等の支払金額についての給与支払者の発行する証明書
- (3) 事業所得者は、確定申告書等
- (4) 年金、恩給等の受給証書の写し
- (5) 退職又は廃業した場合は、その証明書
- (6) 生活保護受給者は、福祉事務所長の証明書
- (7) 疾病、災害等については、関係機関のその事実を証明する書類
- (8) 仕送りその他生計費の出所を明らかにする書類
- (9) 世帯に心身障害者のいる場合は障害の程度の解る書類の写し
- (10) その他市長が特に必要と認めた書類

（減免の決定及び通知）

第5条 市長は、減免申請があった場合は、当該申請に基づいて実態調査及び審査を行い、減免後家賃及び減免期間を決定し、家賃減免承認書または家賃額通知書により申請者に通知する。

2 前項の減免期間は、減免申請書受理の日の属する月の翌月から当該年度を越えない範囲とする。ただし、第3条第1項第3号の場合を除く。

3 第3条第1項第3号の免除期間が次年度に及ぶ場合には、次年度の当初に再度免除期間を通知する。

（減免の変更及び取消）

第6条 減免事由に異動があった場合は、直ちに市長に届けなければならない。この場合においては、その異動の生じた日の属する月の翌月から家賃額を変更する。

2 虚偽の申告により家賃の減免を受けた者についてその事実が明らかになったときは、直ちに減免の決定を取り消し、既に減免を受けた家賃を納付させるものとする。

3 市長は、第1項又は第2項の規定に基づき減免を取り消したときは家賃減免取消通知書、家賃額を変更するときは家賃減免変更通知書により入居者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱について必要な事項は、都市局長が別に定める。

附則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。